

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2009.5 No.

43

CONTENTS

特集 国際会議への参加

- 湿地保全をととした国際交流の経験をふまえて ……1
- 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) に向けての中部弁護士連合会の取組み ……2
- コペンハーゲン会議 (COP15) と日弁連 ……3
- 深化する東アジアの法曹との連携—その要因 ……4
- 国際会議で日本の弁護士に期待すること ……5
- 国を越えた提訴—沖縄ジュゴンNHPA訴訟— ……6
- 「イサハヤ」は世界の希望！
- 有明弁護団ガイア賞受賞 ……7
- 泡瀬干潟公金等支出差止等請求事件
- 一番勝訴判決 ……7

特集 国際会議への参加

■ 湿地保全をととした国際交流の経験をふまえて

兵庫県弁護士会 小沢 秀造

1 COP8に参加

2002年に人権擁護大会シンポジウムのテーマとして湿地保全問題を取り上げ、同年11月、公害対策・環境保全委員会湿地保全・再生PTの多数のメンバーがスペインで開催された第8回ラムサール条約締約国会議 (Conference of the Parties、以下「COP」) に参加しました。せっかく国際会議に参加するのだから日弁連でなにか発表しようということになり、NGO会議で沖縄、泡瀬干潟の危機と保全を訴えました。また本会議中でのポスターセッションに参加しました。

2 COP10に参加

昨年は、韓国でCOP10が開催され、NGO会議では、当委員会の今までの調査スポットと行政からの聞き取りなどについて、英語で活動報告をしました。特に泡瀬干潟の保全に取り組んでいるNGOが喜んでくれたことはうれしい経験でした。海外の参加者からは、日本のNGOは弁護士会という力強い味方がいるの

でうらやましいなどと感想があったと聞いています。私自身、スンチョンでの湿地見学のときグッドロイヤーと声をかけられるうれしい反応を経験しました。

3 参加のための準備

弁護士会が環境問題について国際会議に参加することの強みは、多くの現場をよく知っていることと、行政・NGOからの聴取を経験していることであり、これは学者や現場でのNGOにはない強みだと考えています。報告文の英語への翻訳や英文のチェックは、日本のNGOで活躍している鈴木マギーさんに2回ともお世話になりました。韓国では韓国語の報告文を用意しましたが、これは、仙台弁護士会の崔信義弁護士ご夫妻が翻訳をしてくれました。ラムサール条約締約国会議事務局からは本当に大量のドラフトが発表されるのですが、NGOからの情報で、2つの重要ドラフトを選択し、当委員会の湿地保全・再生PTのメンバーが翻訳を行いました。湿地保全・再

生PTの活動に多くの方が協力してくれたこと、その協力は当委員会の活動の実績のゆえであることを確信しています。

4 参加、報告の意義

国際会議での報告という大げさに考えがちですが、できるだけ準備をして報告をすることによりNGOの活動の手助けにもなり、また環境の保全にも役立つという実感が得られました。語学にも励んでいただけでは弁護士会を代表した発表のチャンスが巡ってくると思いますので、特に若い人の勉強に期待しています。

COP10での本会議場前の日弁連専用ブースに掲示したポスターを前にして、韓国の行政官が韓国の弁護士会との比較で日弁連の無償の活動を評価して感心していました。弁護士が公益のために取り組んでいるという信用は日弁連としても大事にしていく価値があると思います。

■ 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) に向けての中部弁護士会連合会の取組み

愛知県弁護士会 吉江 仁子

1 はじめに

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity、以下「CBD」) の第10回締約国会議 (COP10) が、2010年10月に、名古屋で、開催されます。

同年は、同条約の「2010年目標」(同年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標) の目標年であると共に、「国連生物多様性年」でもあり、COP10は、大きな節目の会議となります。

中部弁護士会連合会の公害・環境委員会では、これを契機に、生物多様性保全のための実効性ある住民参加型の仕組みを作りたいと願い、活動を始めました。

2 生物多様性条約について

現在、世界では、38億年かけて3000万種にもなった多様な生物の種が、急速に減少しつつあり、地球生態系の一員として、他の生物と共存しながら、食料、医療、科学等に幅広く利用している人類の存続さえ危ぶまれています。

生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設け、種の減少の速度、程度を少しでも緩和させることは、国際的な急務と言えます。

本条約は、①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的として、1992年、国連環境開発会議 (UNCED) にて採択され、翌年発効しました。現在、世界192カ国と欧州共同体が締約しています。

3 COPについて～COP9の概況

1) COP9では、184以上の締約国から4600人以上の代表者が参加

し、244のサイドイベントが行われました。CBDは、先住民族の伝統的知識や文化が、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し重要な要素であると位置づけているため、非政府機関 (NGO) からも多数の参加がありました。

2) COP9の議題と決議

39の議題が用意され、36の決議が挙げられました。その中で、特に重要な議題とされたのは、「農業生物の多様性」「森林生物の多様性」「各国の生物多様性保全国家戦略の進捗状況および2010年目標の達成状況」「自然保護地域の指定」「遺伝資源へのアクセス及びその利用による利益の公正かつ衡平な分配に関するルールづくり」などでした。

4 COP10に向けて

1) COP10では、次の10年目標となる2020年目標の策定が予定されており、2010年5月には地球規模生物多様性概況の第3版 (GBO3) が発表される予定です。

2) 日本は、COP10の議長国として役割を果たすために、国内NGOとも連携を取りながら、様々な準備に追われることとなります。また、日本でも、GBO3のために、国内の生物多様性概況をまとめる作業が行われます。

3) 国内各地方では、2008年5月に成立した生物多様性基本法 (13条1項) を受けて、生物多様性地域戦略を策定する動きがあります。

5 中部弁護士会連合会の取組

1) 上記国内外の動きを受けて、中部弁連公害・環境委員会では、COP10が開催される2010年10月

までに、数回のシンポジウムなどを行って、国際課題としての生物多様性の保全の問題について、より多くの弁護士や市民が目を向け理解し一緒に考えるきっかけをつくと共に、生物多様性を保全するためにこれから作られようとしている県レベル、市レベルの仕組みを、市民に開かれた透明性の高いものにするために、提言をまとめる予定です。

2) その一環として、愛知県弁護士会では、2008年12月に、「あいち自然環境保全戦略 (仮称) 骨子」に対し、「十分な検討期間をかけ、県民各層の意見を集約して、地域の特性に応じた実効性ある生物多様性地域戦略を策定すべきである」との意見を提出し、また、2009年2月には、「(同) 戦略 (中間とりまとめ案)」に対し、同戦略が抽象的で具体性・実効性に乏しいこと、住民参加の視点が乏しいこと等を内容とする37頁にわたるパブリックコメントを提出いたしました。

3) また、今秋2009年10月16日には、中部弁連大会のプレシンポを「われらと生き物の未来～市民がつくる生物多様性地方戦略」と冠して行います。

6 最後に

是非、各弁護士会会員のみならずにも関心を持って頂いて、COP10を単なるイベントとしてと通過させることなく、これを契機に、日本の制度を少しでも実効性のあるものへと改善する取り組みを、一緒に進めていけたらと思っています。よろしくお願い致します。

■ コペンハーゲン会議 (COP15) と日弁連 ～温暖化による壊滅的被害から地球を救うために～

大阪弁護士会 和田 重太

1 先進国が直ちに十分なCO₂排出削減対策を採らなければ、地球は救われない

地球の平均気温はCO₂等の排出増加の結果として産業革命以降既に約0.7℃上昇しており、現在世界に様々な被害をもたらしています。そして、産業革命以降の世界の平均気温上昇が2℃以上となれば、水供給・食料供給・人の健康や生命・生態系への様々な悪影響が増大すると言われています。気温上昇を2℃以内に抑えるためには、2015年までに全世界のCO₂排出を増加から減少に転じさせ、2050年における世界のCO₂排出量を2000年比で少なくとも50%削減しなければなりません。

そのためには、過去の大量のCO₂排出と引換えに経済発展をしてきた先進国が、今から直ちに十分な排出削減を実現し、その排出を2050年に80%程度削減することが必要不可欠なのです。

2 COP15の意義とは？

地球温暖化防止を目指す気候変動枠組条約が1994年に発効し、その参加国が毎年、同条約締約国会議を開催してきました。1997年に開催されたCOP 3（いわゆる京都会議）では、2008年から2012年までの先進国の排出削減数値目標を約束するという画期的な成果を収めました。ところが、2013年以降世界でどのような削減目標を定めるのかについては、遅々として議論が進んでいません。

早く世界で明確かつ積極的な削減目標を決めないと、2013年以降の排出削減対策が手遅れになり、世界平均気温を2℃未満の上昇に抑えるこ

とも極めて困難になります。2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されるCOP15は、先進各国が2013年以降何%の削減を約束するのか等を定める最終期限と設定されており、世界の今後の運命を決する極めて重要な会議と言っても過言ではありません。

3 野心的な削減目標設定を目指す条約交渉を早急に

現在、EU各国は概ね積極的に温暖化対策に取り組んでおり、COP15でも、先進国に積極的な数値目標を義務づけるよう主張するものと予想されます。米国でも2009年1月にオバマ政権が登場し、その政策はブッシュ政権時代から一変しました。再生可能エネルギー等への投資を積極的に行い、温暖化対策と雇用の創設を両立させようという「グリーンニューディール」はあまりに有名です。ところが日本政府は未だに、「実現可能」な緩い削減目標しか設定しないという態度です。このままだと日本政府が、COP15での野心的な削減目標の設定に向けた議論の歯止め役になりかねません。

4 COP15での日弁連の役割とは？

(1) 環境NGOへのバックアップ

私は、2008年12月にポーランド・ポズナニ市で開催されたCOP14に参加してきました。そこでは、地球温暖化問題を長期間にわたり誠実にフォローしてきた多数のNGOが、その情報量及び情勢分析力を駆使して、政府代表団に対して積極的にロビー活動を行い、また専門的な情報をマスコミ及び一般市民に分かり易く伝達する役割を担っているのを目

の当たりにしました。このようなNGOの活動がなければ、マスコミは恰も警察発表のみを鵜呑みにして刑事被疑事件を報道するのと同様、政府発表のみを垂れ流す報道となるでしょう。ところが、日本政府のNGOに対する扱いは軽く、その情報能力を利用しようという視点もなければ、NGOの意見に謙虚に耳を傾けようという視点にも欠けると感じています。日弁連としては、NGOの役割をもっと重視するよう日本政府に対して働きかけていくべきでしょう。

(2) 日本政府に対する会場内でのロビー活動

COP14の会場では、日本の多数の環境NGOが活躍する一方で、日本経団連の関係者も多数来場し、ワークショップを開催する等、非常に活動的でした。日本経団連は義務的な温暖化対策に反対しており、日弁連と主張は異なりますが、彼らの活動の仕方は示唆に富むと思います。

COPの会場には、日本の環境省・外務省・経産省等の政府関係者が多数来場します。排出削減数値目標の国際交渉という重要局面で、かつ各国の数値目標が議論次第で変動する状況であり日本の数値目標の設定も状況に合わせその場での判断が求められる中で、同じ会場内で日弁連が政府関係者に働きかけることの効果は、想像以上に大きいものと考えます。それ故、COP15には日弁連関係者が多数参加し会場内で日本政府関係者と積極的に交流して意見交換をすべきではないでしょうか。

■ 深化する東アジアの法曹との連携—その要因

大阪弁護士会 奥村 太郎

当委員会では、2008年度より東アジア環境被害救済・予防PTを設置し、日本の公害・環境訴訟の具体的な経験を中国等の東アジア諸国に伝えるべく、当面「日本公害・環境訴訟典型事例集」の中国での出版にむけた準備をしています。この事例集は、単なる日本法や判決の紹介ではなく、弁護士の関与の仕方、弁護団の結成、訴訟提起の経過、訴訟遂行・立証の困難と工夫等を、具体的事例を通じて伝えようとするもので、類書のない有意義なものにしたいと意気込んでいます。

今日、日本の弁護士は、中国や韓国といった東アジアの法曹と、このような具体的な意見交換をする段階に到っていますが、ここへ到ることができたのには幾つかの要因があったと考えられます。

第1に、継続的な協力です。韓国で公害・環境訴訟に取り組む弁護士団体との交流は既に十数年に渡っており、よみがえれ！有明訴訟弁護団や東京大気弁護団、基地訴訟弁護団、さらには公害弁連・環境法律家連盟といった日本側弁護士の任意団体など様々なチャンネルを通じて日韓双方が相互訪問しています。毎年夏には、恒例行事として、韓国から司法修習生を受け入れ、修習の一環としての公害・環境訴訟研修に協力しています。初期に受け入れた修習生は、韓国の公害・環境訴訟で重要な役割を果たしています。中国との間でも

弁護士有志の往来を積み重ねています。そうした蓄積の上に、2007年8月には、日弁連等の主催で「環境被害救済と予防に関する日中韓国際ワークショップ」を実現できました。そして、その成果を踏まえ、中国側からさらに実践的な手法について知りたいとの働きかけがあったことから、冒頭の出版プロジェクトを進めることになったわけです。

第2に、日本環境会議や西淀川「あおぞら財団」等、日本の法学その他の研究者・NPOとの協力です。これらの方々は、研究活動、被害者同士の交流などを通じて、中韓の事情に精通し、人脈を有しています。弁護士以外の日本の方々の協力があってこそ、中韓側の研究者や裁判官、被害者等との協力関係が結べ、幅の広い情報・意見交換が実現しています。一昨年のワークショップも、日本環境会議・東京経済大学との3団体が共催することで一層充実したものにすることができました。

第3に、連携していく際の視点です。中韓の法曹は、過去に激甚な公害からの被害救済・発生防止を勝ち取ってきた日本の経験に強い関心を持って学んでいます。しかし、そのことは、日本が中韓に一方的に教ればよいことを意味するわけではありません。日本側が特に伝えたい内容を強調するのは勿論ですが、国情や法制度の違いを踏まえ、何を取り入れるか判断するのは相手国側です。日本側としては彼らの要望を踏

まえた情報提供をすることが望まれます。

逆に、中韓の環境法制整備は、日本法より進んでいる点が多々あります。困難な状況下でも訴訟に取り組む熱意の他、弁護士が立法に影響力を有している点（中国）や環境NGO専属の弁護士がいる点（韓国）等、弁護士の活動の仕方に学ぶ点もあります。

さらに、国境を超える大気汚染だけでなく、相手国に進出した日本企業や、日本向け輸出用の鉱山が汚染源となる公害事件があるといった意味でも、東アジアの公害問題は他人事ではないという視点も求められます。

冒頭で触れた事例集は、四大公害訴訟を初めとする日本の典型的な公害・環境訴訟で活躍した弁護士の方々が執筆しており、2009年3月にはその原稿をもとに、北京で中国側と翻訳、出版に向けた具体的な意見交換と打合せをしました。今後は、その席で中国側から出た要望や意見交換した結果を踏まえて内容を充実させ、出版を実現したいと考えています。将来的には韓国語や英語で出版しても良いかもしれません。上述の3要因に配慮しながら作業を進め、東アジアの公害・環境問題に取り組む法曹との連携をさらに一段深化させたいと思っています。

■ 国際会議で日本の弁護士に期待すること

世界自然保護基金 (WWF) ジャパン 自然保護室次長 草刈 秀紀

2010年10月、日本で久しぶりに自然・環境に関する国際会議（生物多様性条約第10回締約国会議（COP10））が開かれます。1997年に京都で開催された、第3回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議以来、13年ぶりとなります。どちらの条約も加盟国数は、約190ヶ国と最大規模の締約国会議になります。

また、COP10開催の1週間前に「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）」が開催されます。

カルタヘナ議定書は「遺伝子組換え生物の開放系（野外）での利用が、生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響とならないよう、適切な予防手段を講じること」を目的とした措置を規定しています。

さて、生物多様性条約には、次の3つの目的があります。①地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、②生物資源を持続可能であるように利用すること、③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること。

特に3番目の遺伝資源へのアクセスと利益配分の問題については、生物多様性条約第8回締約国会議（2006年）で、遅くとも2010年のCOP10までに「国際的枠組みに関する検討作業を完了する」との決定が採択されています。さらに第9回締約国会議（2008年）において、同会議以降の専門家会合や作業部会の開催、その検討事項など、2010年までの具体的な検討の進め方が決定されました。遺伝資源へのアクセスと利益配分について、法的拘束力が伴う「議定書」を作るのか大きな議論になります。

遺伝資源をめぐる国際情勢

生物多様性条約（CBD）は、遺伝資源に対する各国の主権的権利を認めています。CBDの発効によって、遺伝資源は人類共通の財産であるという遺伝資源に対する従来の考え方が大きく転換されました。

遺伝資源を利用するには事前に遺伝資源提供国の同意を得ることや遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することが定められています。しかし、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関するルール・枠組みが具体的には規定されていません。CBD第6回締約国理事会（2002年4月）ではABSを確保するための法令、行政措置、契約書作成などの参考指針「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」が採択されましたが、これには法的拘束力がないことから、現在、法的拘束力のある国際的枠組み策定の是非を巡って交渉が行われている状況となっています。

遺伝資源提供国は、CBDには利益配分についての具体的な枠組みが何ら規定されていないため、利益配分が進んでいないと認識しています。利益配分を確実にするための国際的な制度の創設を強く求めています。また、彼らは、自らが主体的権利を有する遺伝資源およびそれに関連する伝統的知識（知的財産）を第三者が無断で使用して発明し、これに特許という独占権が付与されることを問題視しています。

遺伝資源提供国は、遺伝資源およびそれに関連する伝統的知識を用いた発明の特許出願において、①遺伝資源および伝統的知識の原産国、②遺伝資源などにアクセスする際の事前の情報に基づく同意の取得の証

拠、③遺伝資源などに関する利益配分の証拠を開示することを義務づけ、その義務違反に対して制裁を課すべきと主張しています。これらの問題解決には、弁護士などの専門的な知識を持った方々の助言なしには、何も決まらないでしょう。

カルタヘナ議定書の課題「責任と救済」

2008年、ドイツのボンで第4回カルタヘナ議定書締約国会議（MOP4）が開催されました。前記した通り議定書のルールの1つに、輸入国は輸出国側から事前に提供された情報に基づき、組換え生物が自国の生物多様性に対して悪影響を与えないかどうかを判断した上で、輸入の可否を決定する仕組みとしています。しかしながら議定書策定時から第27条「責任と救済」の中味が未定のままでした。最終的に「法的拘束力のある文書とする方向で今後作業を進める」ことで全体の合意が得られました。文書の詳細がMOP5で決定されます。「責任と救済」が各国間で紛糾してきた理由の1つは、組換え生物の国境を越えた移動によって生じた生物多様性に対する損害（ダメージ）の具体例が示されないまま、議論されてきたことによります。「国境を越えた移動の結果生じた生物多様性に対する損害」は「生物多様性の保全と持続的利用に対する損害」であり、その損害は「科学的に確立された基準で判定される測定可能なもの」であると明記されており、損害が回復不可能な損害であるか、長期間あるいは永続的に続くものであるかなどを基準にして判定するとされています。この問題も解決には、弁護士などの専門的な知識を持った方々の助言が必要になると思います。

■ 国を越えた提訴～沖縄ジュゴンNHPA訴訟～

大阪弁護士会 小林 邦子

係属庁は合衆国カリフォルニア州連邦地方裁判所

沖縄県名護市の辺野古沿岸には、海藻が生える藻場が広がり、海洋哺乳類の希少種であるジュゴンが生息しています。この辺野古に普天間代替基地建設の白羽の矢が立てられたことから、ジュゴンをはじめとする豊かな自然を守るため、2003年9月、米国カリフォルニア州連邦地裁に、米国の国家史跡保存法違反を理由に提訴したのが、沖縄ジュゴンNHPA訴訟です。2008年1月、連邦地裁は、建設計画が合衆国国家史跡保存法(NHPA)に違反していることを認めるという画期的な判決を出しました。現在も、裁判は影響評価の方法を巡って係属中です。

ところで、この裁判は、「米国の自然保護団体も原告になっていて、被告は米国の国防総省、裁判所は米国カリフォルニア州連邦地裁、合衆国の国家史跡保存法違反を根拠に訴えている。」という点で、かなりユニークな裁判といえるでしょう。

新たな視点から

日本の弁護団は、当初米国の種の保存法(Endangered Species Act)に基づき、市民訴訟条項を用いて米国で裁判を起こすことを考えていました。ジュゴンは、米国の種の保存法の保護対象だったからです。ところが、9.11の同時多発テロを経て、米国の政治状況が厳しくなったため、ESA裁判は断念せざるを得ませんでした。

そんなとき、「米国の国家史跡保存法(NHPA)を使えば、裁判が起

こせるかも。」と道を開いてくれたのは、CBD(生物多様性センター)というNGOのピーター・ガルヴィンさんでした。「NHPAでは、文化財への悪影響を考慮していないという手続違反を訴えることができる。ジュゴンは天然記念物=文化財だからやれるんじゃないか。」「米国最大規模の自然保護団体であるシエラ・クラブは、アースジャスティスというローファームを持っている。その弁護士に引き受けてもらって、CBDや他のNGO、日本の個人、NGOが原告になったらドリームチームが作れるぞ!」

そして、この「ドリームチーム」は現実のものとなり、我々日本の弁護団も晴れて「原告」デビューしたというわけです。

国を越えた裁判の意義

先に「ユニークな」裁判と書きましたが、考えてみれば、米国の軍施設が沖縄の自然に悪影響を与え、ジュゴンの生存を脅かすことになるのですから、米国に裁判を起こすのは、至極もっともなことです。米国市民にも自分の国の軍が他国で何をしているのかを知ってもらい、自分の問題として考えてもらうべきなので

す。日本政府に対しても、他国の裁判所の判断をつきつけていくということは大きなインパクトになります。

また、そもそものアイデアをくれたのが米国のNGOだったというように、思ってもみなかった視点が得られました。今後、環境裁判の戦略を考えると、「他国の裁判所への提訴」という選択肢も十分に視野に入れてよいと考えます。そのためには、まずは、他国の弁護士、運動家との連携が重要となるでしょう。

最後に、我が身を振り返ると、これまでアジアの人たちから「日本の企業が私の国でこんなことをしているが、知っているか。」と聞かれたことが何度かあり、そのたび、恥じて「No」と答えてきました。今後、他国の人々が日本の裁判所で日本政府や企業を訴えることもあるでしょう。日本で環境問題を扱う弁護士は、もっとアジアの環境問題に敏感でありたいものです。



日本環境法律家連盟のスタッフがアースジャスティスに初めてプレゼンを行った際の様子

■ 「イサハヤ」は世界の希望！ 有明弁護団ガイア賞受賞

福岡県弁護士会 馬奈木 昭雄

2008年11月、私達「よみがえれ！有明訴訟弁護団」は、韓国政府環境府・SBS放送・環境NGOのKFEMが共催する水環境大賞において、国際部門賞ガイア賞を受賞しました。この授賞式の様子は、SBSテレビによって90分間にわたり韓国全土に生実況中継されました。この授賞式に先立ち、2008年10月27日から11月4日にかけて、韓国で開催された、水辺環境としての湿地を保全するラムサール条約締約国会議において、今や「イサハヤ」は、「ヒロシマ、ナガサキ」や「ミナマタ」と並んで、そのまま事件を象徴する国際語として通用することが語られました。それぞれ残虐悲惨な被害が引き起こされ、しかも日本政府は未だに被害者の救済をきちんと行おうとはせず、すでに半世紀を経過しても今なお被害者による国相手の裁判が続けられている、という状況の象徴です。

しかし、今回のラムサール条約締約国会議の議論、さらに水環境大賞ガイア賞受賞は、実は「イサハヤ」

のこれまで持っていた今述べた象徴としての意味を全く根本的に変える視点から行われたことが重要なのです。すなわち、韓国では現在セマングムをはじめとした韓国西海岸一帯の干拓事業による被害が発生し、その解決や干潟再生運動に国、住民が一体となって取り組んでいます。私達の「よみがえれ！有明」の地域再生のための取組みと2008年6月の佐賀地裁勝訴は、まさに韓国のこの取組みを行っている人々にも希望の光を与えたものであり、受賞の理由として破壊された地域の再生に取り組む、しかも着実に前進している点が、強く指摘されているのです。国際用語としての「イサハヤ」は、国の無謀な開発行為によって破壊された有明地域の自然環境、生活環境の状況をけっして追認してはなら

ない、あきらめて、もうしょうがないと考えてはならない、そうではなく、地域漁民、農民、住民の一致したねばり強い取組みによって、宝の海をよみがえらせることができる、地域を活性化することができるのだ、その確かな道筋が存在するのだ、という地域再生の希望の象徴と転化したのです。

この希望の光を私達はさらに大きく確かなものとして実現していく活動を続ける決意です。



授賞式の様子

■ 泡瀬干潟公金等支出差止等請求事件一審勝訴判決 —泡瀬干潟を守るために—

岐阜県弁護士会 御子柴 慎

1 泡瀬干潟は、沖縄市の東海岸に広がる中城湾に位置し、琉球列島の中で現存する干潟としては最大の約290ヘクタールという広大な面積を誇る、豊かな植生、貴重な生物たちの宝庫となっている干潟です。この泡瀬干潟で現在進められている埋立事業に関し、2008年11月19日、那覇地裁は、被告沖縄県知事及び被告沖縄市長に対し、地方自治法2条14項

及び地方財政法4条1項違反を理由として、要旨「一切の公金を支出し、契約を締結し若しくは債務その他の義務を負担してはならない(ただし、被告沖縄県知事との関係では1審口頭弁論終結時までに既に債務負担行為がなされており判決確定時までに支払義務が生じたものについては除く。)」とする画期的な判決を言い渡しました。

2 泡瀬干潟において現在進められている開発事業とは、国と沖縄県が事業主体となって、泡瀬干潟と周辺海域約187ヘクタールを出島方式によって埋め立て、国の埋立部分については沖縄県に売却し、さらに沖縄県から沖縄市に約90ヘクタールを売却し、基盤整備の上バブル経済時に端を発した一大リゾート地を形成しようとする時代錯誤も甚だしいもの

となっています。貴重な自然を守るため、2005年5月、公金支出の差止めを求め住民訴訟の形で提訴したのが本件訴訟です。

3 訴訟提起後、住民運動の盛り上がりから、2006年4月に実施された沖縄市長選において、「検討委員会を立ち上げ事業の是非を再検討する」ことを公約とする東門美津子氏が事業推進派の対立候補を破り当選し、東部海浜開発事業検討会議（注：沖縄市では泡瀬干潟埋立事業のことを東部海浜開発計画と称しています。）が立ち上げられました。さらに、訴訟において原・被告側申請の証人全ての尋問が終了した2007年12月5日のまさに当日には、東門市長は、同検討会議の意見などを踏まえ、結論として大要①「第一区域については、工事の進捗状況からみて、今後の社会経済状況を見据えた土地利用計画の見直しを前提に推進せざるを得ない」②「事業着手前である第二区域については、推進は困難。具体的な計画の見直しが必要」との考えを表明するに至りました。その結果、沖縄市のために国と県が埋立をしているという図式の埋立事業において、当の沖縄市の首長が土地利用計画の全面見直し（埋立区域の半分についてはそもそも埋立自体を撤回）を表明したにもかかわらず、その見直された方針に基づき新たな土地利用計画が策定されるまでの間工事を止めるわけでもなく、漫然と貴重な泡瀬干潟及びその周辺海域の埋立工事が進んでいくという、誰が考えてもおかしな状況が生まれることとなりました。

4 判決は、アセスの杜撰さについては、原告らが問題点として指摘する点につき、「調査の精度が不十分なものであったことをうかがわせる。」「根拠が不十分なものであったことがうかがわれる。」「本件環境影響評価には不十分な面があることは否めない。」など原告の主張に対して一定の評価を示している部分はあるものの、結論としては、それをも

ってしても環境影響評価が違法となるとまではいうことはできないとの従来型の判示に止まり、免許・承認当時の経済的合理性の欠如についても、需要予測につき原告らが問題点として指摘する点につき、「予測の精度に疑問が生じることになる。」「根拠が明確とはいえない。」「予測の正確性に疑問を抱かせるところである。」「宿泊需要等の推計の正確性には疑義が存するものといわざるを得ない」などの踏み込んだ判断をしている部分はあるものの、結論としては、「将来の需要予測にはある程度の不確実性が伴うところ、一応の根拠を有する資料をもとに算出されていることからすると合理性を欠くものとまではいうことはできない」（要旨）との従来型の判示に止まっています。ところが、判決は、前述した東門市長の意見表明につき「本件方針表明は、具体的な土地利用計画が何ら定まらず、したがって、当然のことながら、その経済的合理性についても何ら明らかでないまま第1区域における埋立工事が相当程度進んでいるという事業の進捗状況を追認する形で、第1区域に係る事業を推進しようとするものというほかない。」「第2区域については、基本的に見直す（計画を撤回する）というものであり、現時点において、第2区域に係る事業について、その経済的合理性を認めることはできない。」とし、現時点においては、沖縄市、沖縄県が行う本件事業に経済的合理性を認めることはできず、本件事業に係る将来の財務会計行為は、地方自治法2条14条及び地方財政法4条1項に違反する違法なものであり差止めを認めるという、従来型の免許承認当時の事情をもとに事業の違法性の有無を判断するとい

う枠組みを超え、現時点の経済的合理性の欠如を理由に将来の公金支出が違法であることを認めるという極めて画期的な判断をしました。

5 免許承認当時の判断が違法とまではいえなくとも、その後の事情の変化により経済的合理性を認めることができない場合には、費用対効果の観点からそれ以降の事業に対する支出は違法となるという判断の枠組みを示したという意味で本判決は同種訴訟にとっても非常に意義のある重要な判決だと思われます。沖縄県も、沖縄市も控訴をしました。国は、判決後の1月～3月には、工事中の護岸の台風対策と称して浚渫土砂の埋立予定海域への部分的投入を強行するなどしてきましたが、ここにきて、2009年度については、「県、市と協議しながら、計画策定の進捗よく状況や控訴審の結果を踏まえ判断したい。」とし、埋立用土砂を得るための浚渫工事については今のところ日程を未定（事実上保留）としているとの報道もあり（琉球新報4月17日朝刊）、変化の兆しもあります。控訴審では、沖縄市が、控訴審における限られた時間の中で、経済的合理性ある新たな土地利用計画を策定・立証できるかが重要なポイントになると思われます。時間稼ぎをされ、その間に形だけの土地利用計画を策定され広範な裁量論に持ち込まれることを避けるためにも、控訴審では争点を絞り込み早期に判断をしてもらい、是非とも原審の判断を確定させたいと考えています。



泡瀬干潟(撮影：原告の1人でもある写真家 小橋川共男)